



長野県報

6月6日(月)
平成23年
(2011年)
第2273号

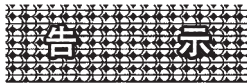
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課土地対策室).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3
公職選挙法に基づく平成22年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨(選挙管理委員会).....	4
政治資金規正法に基づく平成21年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会).....	14

公告

一般競争入札(2件)(温暖化対策課).....	15
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(経営支援課).....	16
長野県労働委員会の補欠委員の候補者の推薦の求め(労働雇用課).....	17
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	17
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築指導課).....	18
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の休止の届出(企業局).....	18
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出(企業局).....	18



長野県告示第413号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。
平成23年6月6日

長野県知事 阿部守一

1 起業者の名称

上田市

2 事業の種類

川西地域自治センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

上田市小泉字清水地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

川西地域自治センター整備事業(以下「本件事業」という。)は、地域自治センターに公民館を併設させた複合施設を新たに整備するものであり、法第3条第22号に掲げる社会教育法(昭和24年法律第207号)による公民館及び同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である上田市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

現在の川西地域自治センターは、昭和32年に建築された旧川西村の庁舎を利用しているが、老朽化が進行しており、2階部分は安全性に問題があるため、利用ができない。また、OA機器等の増加により事務スペースが狭あい化し、事務の執行に支障が出ている。さらに利用者の待合スペースが十分確保できず、利用しにくい状況である。

現在の川西公民館は、昭和48年に建築された建物であるが、老朽化により雨漏りが発生している。また、現行の耐震基準に適合していないため安全面に問題がある。さらに、エレベーター、多目的トイレ、育児室などがいないため、利用しにくい状況である。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保して地域自治センターに公民館を併設させた複合施設を整備するものである。

本件事業の実施により、各施設が集約化され、効率的な運営や維持管理経費の削減、利用者の安全性の確保や利便性の向上等が図られる。また、市が進めている地域住民との協働による地域振興の核となるまちづくり活動拠点が確保され、市民サービスの向上が期待されると認められる。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業に係る起業地の北東及び南側の一部は民家に、北西は農地に接し、そのほかは道路に接している。

本件事業の施行にあたっては、景観及び騒音の配慮から植栽等を行うことから、工事期間を含め周辺地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

なお、起業地は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条の規定により上田市が策定した農業振興地域整備計画による農用地区域を含んでいるが、本件事業の施行前に当該区域から除外される見込みである。

また、上田市が起業地において、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第99条の規定により埋蔵文化財の発掘を施行したところ、埋蔵文化財が存在しないことが確認されている。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、現在の地域自治センター等の施設の老朽化が進行し、建物が現行の耐震基準に適合していないなど、利用者の安全性の確保や利便性の面で課題を抱えており、これを早期に解消する必要がある。

また、本件事業は、平成19年度に策定された「第一次上田市総合計画」の前期基本計画及び平成22年度実施計画(計画年度 平成22年度～24年度)に掲げられており、早急かつ計画的な実施が必要である。

以上のことから本件事業は早期の施行が必要と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

上田市役所川西地域自治センター

企画課土地対策室

長野県告示第414号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

中野市大字赤岩字北久保978の1、978の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第415号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

飯山市大字富倉字片沢1413の1から1413の3まで、1414、1415の1、1415の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第416号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡根羽村3014の16

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
根羽村3014の16（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第417号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡根羽村3123の2、3137の1、3137の2、3138

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第418号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡大桑村大字長野2183の12、2184の15

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年6月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月6日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

1 道路の種類 県道

2 路線名 市田停車場線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡豊丘村大字神稲3043番の1地先から 下伊那郡豊丘村大字神稲362番の15地先まで	旧	6.5~6.5 m	0.0620 km
同 上	新	15.0~15.0	0.0620

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年6月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月6日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

1 路線名 市田停車場線

2 供用を開始する区間

下伊那郡豊丘村大字神稲3043番の1地先から

下伊那郡豊丘村大字神稲362番の15地先まで

3 供用を開始する期日 平成23年6月6日

道路管理課

選告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出のあった平成22年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりです。

平成23年6月6日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院長野県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 41,350,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	井出 庸生	所属党派	みんなの党	期間	5月15日から 7月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	土屋 則明					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円
中川 正人	会社役員	100,000
みんなの党		5,000,000
藤井 淳夫	会社役員	80,000
田嶋 史朗	商業	30,000
柳田 茂大	会社経営	200,000
土屋 海司	農業	50,000
半田 袈裟時	農業	70,000
小山 盛夫	会社役員	100,000
土屋 泰一	農業	50,000
井出 和伊	無職	30,000
井出 寛子	会社員	100,000
黒沢 一雄	会社員	50,000
井出 孫六	作家	100,000
井出 亜夫	大学教授	100,000
山崎 猛	農業	50,000
中澤 邦紘	農業	30,000
中沢 繁	農業	30,000
原 秀子	無職	50,000
高見沢 英幸	自営業	50,000
渡辺 哲夫	農業	30,000
星野 裕一	会社役員	100,000
小山 邦朋	会社員	30,000
市川 洋一	会社役員	50,000
土屋 正	会社役員	50,000
土屋 延城	会社役員	30,000
石井 照二	自営業	50,000
桑原 明日香	無職	100,000
樫山 高士	会社役員	50,000
青木 晴子	無職	50,000
小山 邦武	会社役員	50,000
瀬在 幸安	大学教授	100,000
堀内 幹夫	会社役員	30,000
相馬 光弘	会社役員	50,000
市川 源太郎	無職	30,000
宮脇 則夫	会社役員	30,000
小野 信克	自営	50,000

支出

	円
人件費	2,024,200
家屋費	339,605
選挙事務所費	289,305
集合会場費	50,300
通信費	439,455
交通費	1,127,522
印刷費	1,770,707
広告費	4,772,520
文具費	93,066
食糧費	496,739
休泊費	102,800
雑費	140,786

川手 洋一	会社役員	50,000		
井出 徹	歯科医	60,000		
小泉 俊博	自営	30,000		
福田 光子	会社役員	100,000		
市村 次夫	会社役員	100,000		
その他の寄附 72件		873,000		
その他の収入		1,810,653		
今回計		10,173,653	今回計	11,307,400
前回計		—	前回計	—
総計		10,173,653	総計	11,307,400

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	212,400円
	ビラの作成	497,600円
	ポスターの作成	781,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	52,500円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	201,600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	33,075円
	計	1,778,175円

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	井出 庸生	所属党派	みんなの党	期間	7月27日から 7月28日まで	第2回分
出納責任者氏名	土屋 則明					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
その他の寄附			0
その他の収入			0
今回計			0
前回計		10,173,653	
総 計		10,173,653	

支出

人件費	円	0
家屋費	50,400	
選挙事務所費	50,400	
集会会場費	0	
通信費	0	
交通費	0	
印刷費	0	
広告費	0	
文具費	0	
食糧費	0	
休泊費	0	
雑費	525	
今回計	50,925	
前回計	11,307,400	
総 計	11,358,325	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	212,400円
	ビラの作成	497,600円
	ポスターの作成	781,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	52,500円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	201,600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	33,075円
	計	1,778,175円

報告書受理年月日	平成22年12月1日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	臼田 寛明	所属党派	幸福実現党	期間	6月10日から 7月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	臼田 寛明					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
幸福実現党長野後援会		7,827,418	
幸福実現党上田後援会		30,555	
幸福実現党飯田後援会		30,555	
幸福実現党北信濃後援会		50,925	
幸福実現党安曇野後援会		50,190	
幸福実現党		427,029	
その他の寄附 2件		40,370	
その他の収入		11,663	
今回計		8,468,705	
前回計		—	
総 計		8,468,705	

支出

項目	円
人件費	210,935
家屋費	71,400
選挙事務所費	26,400
集会会場費	45,000
通信費	190,145
交通費	91,020
印刷費	1,954,738
広告費	1,865,769
文具費	0
食糧費	37,538
休泊費	200,225
雑費	104,505
今回計	4,726,275
前回計	—
総 計	4,726,275

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成22年7月22日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	北沢 俊美	所属党派	民主党	期間	5月13日から 7月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	佐藤 圭司					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
民主党長野県参議院選挙区第1総支部		8,101,973	
民主党		5,000,000	
民主党長野県第5区総支部		100,000	
その他の寄附		0	
その他の収入		0	
今回計		13,201,973	
前回計		-	
総 計		13,201,973	

支出

項目	円
人件費	4,896,939
家屋費	1,563,742
選挙事務所費	1,478,206
集会会場費	85,536
通信費	1,071,866
交通費	704,062
印刷費	3,586,755
広告費	2,327,670
文具費	78,332
食糧費	307,791
休泊費	662,218
雑費	1,756,707
今回計	16,956,082
前回計	-
総 計	16,956,082

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	327,600円
	ビラの作成	902,400円
	ポスターの作成	1,648,320円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	480,492円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	3,754,109円

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	北沢 俊美	所属党派	民主党	期 間	5月13日から	第2回分
出納責任者氏名	佐藤 圭司				8月9日まで	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円		円
民主党長野県参議院選挙区第1総支部		6,643,029	人件費	38,400
			家屋費	395,589
			選挙事務所費	395,589
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	520,848
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	34,737
			食糧費	43,894
			休泊費	224,240
			雑費	283,348
その他の寄附		0	今回計	1,541,056
その他の収入		0	前回計	16,956,082
今回計		6,643,029	総 計	18,497,138
前回計		13,201,973		
総 計		19,845,002		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	327,600円
	ビラの作成	902,400円
	ポスターの作成	1,648,320円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	480,492円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	3,754,109円

報告書受理年月日	平成22年8月10日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	高島 陽子	所属党派	民主党	期間	6月15日から 7月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	水寄 美治					

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職 業)

(寄 附 額)

円

民主党長野県参議院選挙区第3総支部

5,000,000

民主党

5,000,000

たかしま陽子後援会

500,000

その他の寄附

0

その他の収入

811,917

今回計

11,311,917

前回計

-

総 計

11,311,917

支出

円

人件費

5,486,025

家屋費

1,128,765

選挙事務所費

866,915

集合会場費

261,850

通信費

211,125

交通費

777,144

印刷費

2,619,733

広告費

3,080,703

文具費

227,122

食糧費

212,680

休泊費

335,986

雑費

384,011

今回計

14,463,294

前回計

-

総 計

14,463,294

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	256,500円
	ビラの作成	800,000円
	ポスターの作成	1,520,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	371,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	190,000円
	計	3,337,500円

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	中野 早苗	所属党派	日本共産党	期間	6月22日から 7月13日まで	第1回分
出納責任者氏名	大池 一彦					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
日本共産党長野県委員会		1,132,305	
藤原 超	無職	170,000	
広瀬 進	無職	170,000	
小池 佳都彦	団体職員	170,000	
田村 康一	団体職員	170,000	
渡辺 富美絵	団体職員	255,000	
小林 千代子	団体職員	255,000	
土田 章	団体職員	255,000	
その他の寄附		0	
その他の収入		0	
今回計		2,577,305	
前回計		—	
総 計		2,577,305	

支出

項目	円
人件費	1,445,000
家屋費	188,603
選挙事務所費	136,103
集会会場費	52,500
通信費	34,911
交通費	92,504
印刷費	2,169,125
広告費	977,221
文具費	684
食糧費	94,375
休泊費	352,072
雑費	31,210
今回計	5,385,705
前回計	—
総 計	5,385,705

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	217,350円
	ビラの作成	704,000円
	ポスターの作成	1,200,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	450,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	180,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	150,000円
	計	2,901,350円

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	中野 早苗	所属党派	日本共産党	期間	8月16日から 8月16日まで	第2回分
出納責任者氏名	大池 一彦					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
その他の寄附			0
その他の収入			0
今回計			0
前回計		2,577,305	
総 計		2,577,305	

支出

人件費	円	0
家屋費		0
選挙事務所費		0
集会会場費		0
通信費		0
交通費		0
印刷費		92,950
広告費		0
文具費		0
食糧費		0
休泊費		0
雑費		0
今回計		92,950
前回計		5,385,705
総 計		5,478,655

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	217,350円
	ビラの作成	704,000円
	ポスターの作成	1,200,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	450,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	180,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	150,000円
	計	2,901,350円

報告書受理年月日	平成23年1月27日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	若林 健太	所属党派	自由民主党	期 間	3月1日から	第1回分
出納責任者氏名	窪田 信一				7月15日まで	

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
自由民主党長野県参議院選挙区第三支部		30,000,000	
その他の寄附		0	
その他の収入		0	
今回計		30,000,000	
前回計		-	
総 計		30,000,000	

支出

人件費	2,323,000
家屋費	592,055
選挙事務所費	587,055
集会会場費	5,000
通信費	1,488,110
交通費	329,354
印刷費	0
広告費	0
文具費	315,292
食糧費	468,008
休泊費	79,740
雑費	247,738
今回計	5,843,297
前回計	-
総 計	5,843,297

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	267,300円
	ビラの作成	921,600円
	ポスターの作成	1,600,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	480,492円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	3,664,689円

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	若林 健太	所属党派	自由民主党	期間	3月1日から	第2回分
出納責任者氏名	窪田 信一				8月30日まで	

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
その他の寄附			0
その他の収入			0
今回計			0
前回計		30,000,000	
総 計		30,000,000	

支出

人件費	2,385,675
家屋費	4,769,588
選挙事務所費	4,041,798
集合会場費	727,790
通信費	1,481,855
交通費	355,169
印刷費	4,506,810
広告費	2,494,920
文具費	717,170
食糧費	190,628
休泊費	76,760
雑費	428,400
今回計	17,406,975
前回計	5,843,297
総 計	23,250,272

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	267,300円
ビラの作成	921,600円
ポスターの作成	1,600,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	480,492円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
計	3,664,689円

報告書受理年月日	平成22年9月2日	第2回報告分
----------	-----------	--------

選挙管理委員会

選告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成21年分の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党長野県第五選挙区支部から次のとおり訂正の報告がありました。

平成23年6月6日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別冊の自由民主党長野県第五選挙区支部中

「 支出総額 80,165,087円
繰越額 416,674円」

を

「 支出総額 80,150,087円
繰越額 431,674円」

に、

「 その他の経費 6,825円
小 計 28,709,585円
合 計 80,165,087円」

を

「 その他の経費 6,825円
小 計 28,694,585円
合 計 80,150,087円」

に改める。

選挙管理委員会